

葛子第 57 号
令和2年4月28日

保護者の皆様

葛城市長 阿古和彦
(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大防止のための
保育所（園）の利用自粛要請期間の延長について

平素は、葛城市保育行政及び新型コロナウイルス感染拡大防止の対応につきまして、ご協力をいただきありがとうございます。

本市におきましては、緊急事態宣言を受け、4月17日付け「新型コロナウイルス感染拡大防止のための保育所（園）の利用自粛のお願い及び保育料等の取扱いについて」で案内のとおり、ご家庭での保育が可能な場合には、5月6日まで登園を控えていただくよう、ご協力のお願いをしているところです。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、なお外出の自粛や他の人との接触を減らすことが求められている状況をうけ、**利用自粛要請期間を5月31日まで延長させていただきます。**

保育所（園）につきましては、ご家庭での保育が難しい方への支援として開所（園）をしていますが、保育をする上で「密閉・密集・密接」を避けることに難しい面があります。

ご家庭での保育が可能な場合は、お子様、保護者の皆様、及び職員の感染を防ぎ、**皆様の大切な命を守るため、利用自粛に引き続きご協力くださいますようお願い申し上げます。**

お子様やご家族の皆様で新型コロナウイルス感染症に罹患された場合や、濃厚接触者に特定された場合には、速やかに保育所にご連絡いただきますようお願いいたします。万が一、お子様や職員が罹患した場合には保育所が休園となりますのでご了承ください。

※保育料及び給食費の取扱いについては、裏面に記載のとおりとします。

記

1. 利用の自粛のお願い及び保育料日割り算定期間

令和2年4月20日 ～ 令和2年5月31日

2. 保育料日割り計算の対象者

上記の期間中に保育所（園）を休まれた方（土曜日含む）

※この期間中については、欠席の理由を問わず対象とします。

3. 保育料の計算方法

4月の保育料＝月額保育料÷25日×（16日＋算定期間中の出席日数）

5月の保育料＝月額保育料÷25日×出席日数 で計算予定です。

4. 保育料の返還方法

いったん保育料全額をお納めいただき、期間中の利用状況を確認した後に差額を翌月以降の保育料に充当します。充当の時期等は後日お知らせします。

5. 5月分の給食費（3歳児～5歳児に限る）の取扱いについて

5月8日までに別紙「5月の保育所（園）利用自粛に係る申出書」を提出された方、又はご利用の保育所（園）に直接電話連絡された方については、次のとおり利用日数に応じて一部免除となる場合があります。

- ・ 5月の利用日数が0日 ⇒ 5月分の給食費は全額免除となります。
- ・ 5月の利用日数が10日未満 ⇒ 5月分の給食費は半額となります。
- ・ 5月の利用日数が10日以上 ⇒ 免除はありません。

※5月分の給食費は5月に徴収せず6月以降の給食費と併せて徴収いたします。

6. 6月1日以降の取扱いについて

本取扱いは5月31日までとなりますが、今後の状況によりご案内いたします。

（問合せ先）

葛城市役所 當麻庁舎 こども未来創造部

子育て福祉課 TEL 0745-44-5105（直通）

または、ご利用されている保育所・保育園にお問い合わせください。

(別紙)

提出日：令和 年 月 日

保育所（園）利用自粛に係る申出書

5月の保育所の利用について下記のとおり申出ます。

保護者氏名 _____

記

児童氏名						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						
利用日数	日					

※利用する日に○をつけてください。

利用日数に応じて給食費が決定します。

【提出（連絡）期限：令和2年5月8日】